

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 昭和の日の新設（第二条関係）

- 一 国民の祝日として、新たに昭和の日を加えること。
- 二 昭和の日は、四月二十九日とすること。
- 三 昭和の日の意義は、「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。」とすること。

第二 みどりの日の改正（第二条関係）

みどりの日を五月四日とすること。

第三 その他（第三条関係）

- 一 国民の祝日が日曜日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日（現行は、国民の祝日の翌日）を休日とすること。
- 二 その他所要の整理を行うこと。

第四 施行期日（附則関係）

この法律は、平成十三年一月一日から施行すること。